

# 精華町都市計画審議会 議事要旨

## ■日時・場所

○平成 30 年 10 月 26 日（金） 14 時 00 分～14 時 40 分

○精華町役場 6 階 審議会室

## ■内 容

### 1. 開会（事務局）

○資料の確認

○会議録を作成することの説明

### 2. あいさつ（精華町 木村町長）

- ・これまでから都市計画審議会では、様々な都市計画の決定についてご審議いただき、まちづくりを進めてきた結果、光台地区及び精華台地区に多くの企業に立地いただき、活気と賑わいのあるまちとして熟成しつつある。前回の都市計画審議会でご審議いただいたセンターゾーンも、大型宿泊施設や研究開発型産業施設の誘導など、社会経済情勢の変化や周辺環境、立地ニーズに対応するべく、京都府及び土地所有者と連携してまちづくりを進めているところである。
- ・本日もご審議いただく相楽都市計画下水道の変更は、都市基盤の整備は都市形成の基礎となる部分であることから、非常に重要な役割を担っているものである。慎重なる審議の上、同意いただきたく願う。

### 3. 委員紹介（事務局）

### 4. 会議の成立

- ・本審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、出席委員が、16 名中 16 名であることから本審議会が成立していることを報告。

### 5. 会長並びに会長代理の選任

- ・本審議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、委員推薦により、吉川委員を会長に選出。
- ・本審議会条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、吉川会長の指名により、西村委員を会長代理に選出。

### 6. 諮問事項（事務局）

相楽都市計画下水道の変更（精華町決定）（京都府木津川上流流域関連精華町公共下水道）  
について（資料 1～3）

- ・今回の変更は、平成 25 年 3 月に取得した事業認可が平成 31 年 3 月末をもって満了と

なることから、改めて事業認可の変更として平成 36 年 3 月末までの取得を予定するものであり、排水区域を見直す必要があることから、都市計画の変更について都市計画法の規定に基づき都市計画審議会に諮問させていただくものである。

- ・排水区域面積について、汚水に係る処理区域を約 877ha から約 878ha となり、1ha 増加して変更するものである。これは集会所や既存宅地等、5 年前の計画時点から新たに住宅等となった土地あるいは住宅となる計画がある土地について、区域を拡大するものである。
- ・主な区域拡大の箇所は山田区集会所と京奈和自動車道下狛 IC 事務所であり、その他既存集落に近接している市街化調整区域の住宅や農家住宅など、計 12 ヶ所で面積として約 1 ha の区域拡大となる。
- ・都市計画変更の手続きとして、都市計画法の規定に基づく案の縦覧を平成 30 年 9 月 26 日から 10 月 9 日までの間で行ったが、閲覧者並びに意見書の提出はなかった。

## 7. 意見・質問等

(藤田委員)

資料を見ると区域拡大が計画的な印象がないのだが。

(事務局)

市街化区域は全て区域としているが、市街化調整区域は建物ごと、施設ごとに区域を指定しているため、このような区域となっている。

(西村委員)

先の説明で山田区集会所を区域に入れたとあったが、これは都市計画全体としてどのような位置付けとしているのか。

(事務局)

山田区集会所は都市計画施設ではなく、今回の区域拡大の主旨は市街化調整区域で建物が新築された箇所や、建築見込みの箇所を区域としたものであるため、必ずしも都市計画施設とリンクしたものではない。

(山本委員)

狛田西地区は今回の区域は入らないのか。

(事務局)

今回の計画変更には当該地区はまだ保留フレームの扱いなので、入れることはできない。今後市街化区域に編入されれば区域拡大することになる。

(太田委員)

祝園弾薬庫の区域は将来どうなるのか。

(事務局)

現在は浄化槽にて処理されていると聞いている。今後自衛隊が下水道に接続したい意向があれば区域変更したいと考えているが、現在意向が明らかではない。

(太田委員)

私は下粕水利組合の組合長も兼務している。煤谷川流域は当組合の取水区域であるので、将来的には下水道に接続されたいとの思いがある。

(事務局)

自衛隊の要望があれば整備したいと考えている

## 8. 採決・答申（会長）

- ・諮問事項について、特に反対意見は見受けられなかったため、変更案に異議がないものとして同意の答申を行う。（答申文：別紙資料）

## 9. 閉会